

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 NPO 法人 障害児見守りの場わかば
- (2) 代表者 理事長 氷高 てる子
- (3) 所在地 大阪府吹田市津雲台四丁目 3 番 3-2 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 児童デイサービスわかば 2
- (2) 所在地 大阪府吹田市津雲台四丁目 1 番 9 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分日年月日

令和元年 1 1 月 8 日（金曜日）

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止
令和元年 1 1 月 9 日（土曜日）から 3 か月間

5 処分の理由

(1) 人格尊重義務違反

指定障害児通所支援事業者等は、障がい児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないが、従業者がサービス提供時間中に、利用児の胸倉をつかみながら厳しい口調で叱るといった行為等が繰り返しあり、法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号に該当するため。